

令和3年度 京都市立大枝中学校 部活動規定

令和3年4月1日

1. 部の成立

- ① 新年度4月当初に顧問が不在の場合、または活動を継続するにあたり十分な部員数が確保できない場合は、休部とする。
※ ただし、部員数が少ない場合でも同好会として存続できる場合がある。
- ② 旧年度において休部している部について、新たに顧問の希望があれば、新年度4月当初に通常の部員募集を行い、活動に十分な部員が確保できた場合、管理職・顧問会の了承の上で部としての活動を再開できる。
- ③ 休部が2年継けば廃部とする。

2. 入退部

- ① 年度途中に退部をする場合は、所定の退部届けに記入し、担任印を添えて顧問に提出すること。
※ 退部届は部活動係までとりにくること。
- ② 入部届を担任に提出し、顧問が確認した後から活動に参加することができる。

3. 運営経費について

- ① 運営費等の徴収や執行の計画について、事前に管理職に相談及び報告をすること。
- ② 現金出納簿などを作成するとともに、必ず複数名で会計管理を行うこと。また領収書などの証拠書類を適切に保管しておくこと。
- ③ 長期にわたって現金で管理することができないようすること。
- ④ 年度当初に年間を見通して必要な額を見込み、徴収額や使途を保護者に周知すること。
- ⑤ 家庭への負担を考慮して計画的に徴収し、徴収額は必要最小限とすること。
- ⑥ 必ず年度ごとに、保護者に対して会計報告を行うこと。

4. 活動時間について

- ① 活動は、顧問が校内にいることを原則とする。
※ ただし、家庭訪問期間や出張等で顧問が校内に不在の際は、教頭または部活動係が代行することもある。
- ② 原則木曜日は全部活動停止日とする。（会議や研修の関係で）
- ③ 完全下校の時間は以下の通りとする。※ただし学校行事等により期日が前後する場合もある。

季節	活動時間
夏時間Aタイム	4月1日～9月30日⇒17：30完全下校（17：15活動終了） ※ ただし1週間前までの申請により30分間の延長活動を認める。
冬時間Aタイム	10月1日～10月31日・3月1日～3月31日⇒17：30完全下校（17：15活動終了）※延長活動なし
冬時間Bタイム	11月1日～11月30日・2月1日～2月27・28日⇒17：15完全下校（17：00活動終了）※延長活動なし
冬時間Cタイム	12月1日～1月31日⇒17：00完全下校（16：45活動終了）※延長活動なし

- ④ 土・日・祝日は8時30分以降の開始とする。鍵等は、必ず当該顧問が直接開けること。完全下校は上記②の規定に準ずる。ただし、顧問の現場指導を必要とする。
- ⑤ 春季・夏季・冬季休業中は8時30分登校とする。鍵等は、必ず当該顧問が直接開けること。完全下校は17時00分とする。ただし、顧問の現場指導を必要とする。（土・日・祝日も含む。）また、夏季休業中は熱中症対策として7：30からの活動を認める。（事前に管理職に必ず相談すること）
- ⑥ 朝練習は禁止とする。

- ⑦ 上記夏時間 A タイムに延長活動をおこなう場合は、前月までに「月間活動計画」にて管理職に届けとともに、顧問が必ず現場指導をおこなうこと。また、顧問が責任を持って下校指導と施錠をおこなうこと。
- ⑧ テスト週間は活動を停止する。ただし、公式戦（中体連主催の春季・夏季・秋季新人・駅伝大会に限る）1週間前であれば管理職に相談のうえ、活動をしてよい（テスト当日を除く）。その際は、学習時間の確保にも十分配慮すること。（1時間程度）。
- ⑨ 部活動の「月間活動計画」は、前月末までに顧問から管理職に二部提出し、部員に配布すること。
- ⑩ 下記の日は、部活動停止とする。
- * 入学式前日・卒業式前日・卒業式当日・修学旅行の前日・学校閉鎖日・リーダー研修会の時間。ただし、卒業式前日の吹奏楽部の活動は認める。
- ⑪ 学校行事の当日の活動については、管理職と相談の上で定める。
- ⑫ インフルエンザ等で学年・学級閉鎖等がなされた場合は、原則として部活動を停止する。
- ⑬ 週2日以上※の休養日を設けること。なお休養日は、家庭でのふれあいや地域活動への参加などを考慮し、土曜日または日曜日を含めること。（※生徒の実態等を踏まえ、休養日を複数日設けることも視野に入れる。）
- ⑭ 原則、平日の活動時間は2時間程度、土日祝・長期休業日は3時間程度とする。また、土日両日に活動をした場合は翌日を必ず休養日とする。
- ⑮ 長期休業期間は、その意義を踏まえ、ある程度まとまった休養日を設けること。また8月中旬や年末年始の学校閉鎖期間中には活動しないこと。

5. ミーティング・昼食および更衣場所

- ①ミーティング・昼食および更衣場所については以下の通りとする。

部 活 名	ミーティング場所	更 衣 場 所
野球（男子・女子）	2－5教室	A棟前
サッカー（男子・女子）	会議室	C棟前
陸上（男子・女子）	ランチルーム	男子：B・C棟の間 女子：プール横更衣室
ソフトテニス（女子）	1－5教室	プール横更衣室
バレーボール（男子）	3－3教室	体育館南側の通路
バレーボール（女子）	3－4教室	多目的
バスケットボール（男子）	3－2教室	体育館南側の通路
バスケットボール（女子）	3－6教室	プール横更衣室
剣道（男子・女子）	2－2教室	武道場
吹奏楽部（男子・女子）	第I音楽室	
美術（男子・女子）	美術室	

※ 室内で活動する部に関しては、野外での活動の場合の更衣場所を示している。女子バレー・女子バスケの更衣後の荷物置き場は、野外ステージとする。昼食は、原則、自教室で食べること。

- ② ミーティング・昼食および更衣場所として上記の場所を使用する場合は、教室の戸締りや机・椅子などの整理整頓をキャプテンが責任を持って確実に行うこと。ごみは各自が持ち帰ること。
- ③ 昼食時にお茶が必要な場合は、各自が水筒を持参すること。

6. 校外活動について

- ① 活動場所が校外の場合（外周を含む）は、顧問の現場指導を必要とする。
- ② 顧問は、実施日や場所、時間、引率方法などについて、事前（1週間を目安）に校外活動届を提出し、学校長の承認を得ること。また、宿泊を伴う場合は2週間前に届けが必要。（提出だけでなく管理職の承認を得ることが必要です。）
- ③ 休日の活動や合宿などの予定については、可能な限り早く保護者に周知すること。
- ④ 中学校体育連盟が主催する春季、選手権、秋季の三大会以外の、競技団体が主催する各種大会や競技会への参加については、定期テストなどの学校行事の日程を考慮するとともに、生徒や家庭に過度な負担をかけることが無いよう、その必要性を十分に精査すること。

7.その他

- ① 部活における登下校は、制服または部で定められているウェアー等とする。
- ② 部活動時の服装は、制服、体育時の服装または部で定められたウェアー等とする。
- ③ スパイクを使用する部（サッカー部・野球部・陸上部）は、スパイクのまま校舎内の出入りを禁止する。
- ④ 校舎内でトレーニングを行う場合は、以下の条件で行うこと。
 - ※ 校舎内を走らない。道具を使わない。活動場所は、北棟廊下、渡り廊下、B棟C棟1Fのスペースのみとする。階段での活動は、認めない。違反した場合は活動停止とする。
- ⑤ この規約に反する者がた部は、原則として活動を停止する。
 - ※ 部活動を再開するにあたっては、顧問の許可を得てミーティングを行い、その内容を部活動係に報告し、活動再開の許可を得ること。
- ⑥ ④の③で定められた下校時間を学期ごとに3度守れなかった場合は3度目の日の翌日から3日間（平日）の活動を停止する。（門前での話や指導も下校違反とする。）
- ⑦ 土・日・祝日、春季・夏季・冬季休業中の活動において、グランドを使用する部員はプール横のトイレを使用すること。（各部が責任を持って定期的に活動場所・トイレの掃除をすること。）
- ⑧ 休日の活動でのゴミの処理・鍵の管理（施錠）・活動時間厳守を徹底すること。
- ⑨ チャレンジ体験の活動期間中は、各顧問が認めた場合のみ活動可とする。
- ⑩ 月1回キャプテン会議を持ち、規則に則って活動が出来ているか現状確認をする。

8. 感染症対策

- ① 土日祝・長期休業期間中も健康観察票のチェックを行う。
- ② 共有物（教室）を使用した場合は、各部で責任を持って消毒を行う。
- ③ 集合時は必ずマスクを着用する。下校もマスクをして帰るよう指導する。
- ④ 活動中は大声を出さないこと、ソーシャルディスタンスを保つことを指導する。
- ⑤ こまめな手洗い。うがいを行う。